

令和4年第1回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

令和4年2月

目 次

議案第37号	大芝辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について…………… 1 (地域振興部地域政策課)
議案第38号	第2次東広島市環境基本計画の策定について…………… 2 (生活環境部環境先進都市推進課)
議案第39号	第3次東広島市都市計画マスタープランの策定について…………… 6 (都市部都市計画課)
議案第40号	過疎地域持続的発展計画の変更について…………… 11 (地域振興部地域政策課)
議案第41号	財産の取得について…………… 12 (産業部農林水産課)
議案第42号	請負契約の変更について…………… 14 (都市部区画整理課)
議案第43号	請負契約の変更について…………… 16 (教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)
議案第44号	東広島市個人情報保護条例の一部改正について…………… 17 (総務部総務課)
議案第45号	職員の給与に関する条例の一部改正について…………… 18 (総務部職員課)

議案第46号	附属機関の設置に関する条例の一部改正について……………	20
	(総務部職員課)	
議案第47号	特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正について……………	22
	(総務部職員課)	
議案第48号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について……………	24
	(総務部職員課)	
議案第49号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について……………	26
	(総務部職員課)	
議案第50号	東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について……………	28
	(総務部職員課)	
議案第51号	東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例の一部改正について……………	30
	(生活環境部環境先進都市推進課)	
議案第52号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正について……………	31
	(健康福祉部国保年金課)	

議案第53号	東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について……………	36
	(消防局消防総務課)	
議案第54号	東広島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について……………	38
	(水道局業務課)	
議案第55号	東広島市水道給水条例の一部改正について……………	39
	(水道局業務課)	

議案第37号

大芝辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について

(地域振興部地域政策課)

1 提案の理由

大芝辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を策定しようとするものである。

2 計画の概要

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

東広島市安芸津町風早

(2) 整備しようとする公共的施設

ア 施設名

交通通信施設 市町村道・橋りょう（大芝海岸線）

産業振興施設 観光、レクリエーションに関する施設（（仮称）大芝島展望台）

イ 整備期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

(根拠法令)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（一略）を定めることができる。

議案第38号

第2次東広島市環境基本計画の策定について

(生活環境部環境先進都市推進課)

1 提案の理由

環境を守り、育み、後世に継承するとともに、現在の環境をめぐる社会情勢の課題を踏まえながら、掲げる将来像を計画的に実現するため、本市における環境の総合的な指針として、第2次東広島市環境基本計画を策定しようとするものである。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和4年度から令和13年度まで

(2) 基本理念（第3章関係）

市、市民及び事業者のすべてが、環境の問題を自らの課題として認識し、それぞれの責任の下に相互に連携し、持続可能な社会を実現する。

(3) 全体目標像（第3章関係）

市民一人ひとりがふるさとの環境をまもり・はぐくみ・つたえるまち

(4) 望ましい環境像を実現するための取組み（第4章関係）

ア 豊かな自然環境と共生した快適に暮らせるまち

森林・河川・農地・都市の緑・海などの環境が連続的に保全されることによって、生物多様性を確保していく。

イ 豊かな自然環境の保全と活用

森林・農地・海の持続的な活用や、本市が有する多様な自然環境と安全にふれあえる場づくりを目指す。

また、そこに多くの生物が生息していることを認識し、生物多様性の保全を目指す。

a 人との関わりが深い自然環境の保全

b 自然とのふれあいの推進

c 生物多様性の保全

(イ) 緑あふれる美しい町並みの創出

公園や街路樹などを適切に維持・管理することで、生活に潤いを与え、多様な生物の生息環境でもある市街地の緑化や質の高い景観形成を目指す。

a 市街地の緑の保全と整備・創出

b 歴史・文化的資源と歴史的な町並みの保全・活用

(ウ) 水・水辺環境の保全・向上

多くの水系の源流である「水が生まれるまち」であることを認識し、下流域に対する影響に十分配慮し、着実な生活排水対策を推進する。

また、川やため池、海などの豊かな自然環境の保全を考える場となる水辺空間の創出を目指す。

a 健全な水質と水循環の確保

b 水辺環境の保全とふれあいの創出

(エ) 良好な大気環境等の保全

日常生活や事業活動から、空気を汚さない取組みや騒音を発生させない取組みにより環境の保全を目指す。

また、無駄な明るさを減らし、光害の抑制を目指す。

a きれいな空気や静かな環境等の保全

b 光環境の保全

イ 身近な取組みから地球環境保全に貢献するまち

市・市民・事業者が責任と役割を自覚し、一体となって資源とエネルギー利用の在り方を見直し、脱炭素社会・循環型社会の実現に取り組む。

(ア) 脱炭素社会の形成（気候変動対策）

省エネルギー機器や再生可能エネルギー機器の導入や、エネルギーマネジメントシステムの浸透を図り、スマートシティ化を目指す。石油由来プラスチックからバイオマスプラスチック等への代替を促し、二酸化炭素の吸収源として森林や藻場の保全を目指す。併せて、気候変動に備え、健康被害や災害の予防に努める。

a 省エネルギー対策の推進

- b 再生可能エネルギーの導入促進
- c カーボンサイクルの推進
- d 気候変動を見据えた適応策の推進

(イ) 資源循環型社会の形成

3Rを基本とした資源循環型のライフスタイルや流通形態の定着を目指す。

また、多くの市民が環境美化活動に参加することで、ごみのポイ捨てや不法投棄しにくい環境づくりを目指す。

- a 廃棄物の排出抑制と資源の循環的利用の促進
- b 不法投棄防止対策の推進

(ウ) 広域的・国際的取組みの展開

循環型社会の形成や脱炭素社会の実現等に向け、地域や業種の枠組みを越えた連携・協働により、効果的な取組みの展開を図る。

ウ 環境を守り・伝える心と活動を育むまち

環境を守り育てる心が市民に浸透し、ふるさとの良好な環境を次世代に引き継ぐため、環境に関する情報や教育等を充実させる取組みを行う。

(ア) 環境教育・環境学習の推進

ICTを活用し、体験型、講義参加型の学習にとどまらずウェブを通じた学習環境の整備を目指す。

また、環境教育・環境学習を支え、地域の環境保全活動のリーダーとなる人材の育成を目指す。

(イ) 環境情報の充実

環境保全活動等の参考となる各種環境情報を収集し、子どもから大人まで誰もが情報を共有できる社会を目指す。

(ウ) 市民・事業者等の環境保全活動の促進

気軽に楽しく、継続的に環境保全活動に参加できるような仕組みやプログラムの充実を目指す。

また、環境保全活動の立ち上げや、活動への支援の充実を目指す。

(5) 環境先進都市の形成に向けた重要な取組み（第4章関係）

環境先進都市の形成に向け、取組みの柱を結び付けた取組みを設定し、重点

的に取り組む。

ア カーボンニュートラルエリアの形成に向けた取組み

イ スマートシティの形成に向けた取組み

ウ 技術連携プラットフォームの形成に向けた取組み

エ 有機性廃棄物のエネルギー化に向けた取組み

オ 木質バイオマスの利活用に向けた取組み

カ 次世代エネルギーの普及促進に向けた取組み

キ 自然共生の推進に向けた取組み

(6) エリア別環境配慮指針（第4章関係）

本市の環境の特徴を、似かよった地形や土地利用などから「市街地エリア」、「里地里山エリア」、「里海エリア」に区分する。エリア別環境配慮指針は、この3つのエリアごとに環境の保全や向上のために求められる基本的な事項を示す。

（根拠条例）

東広島市議会基本条例

第14条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるものとする。

(2) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画、施策事業等の策定および変更に関わるもので別に定めるもの

第 3 次東広島市都市計画マスタープランの策定について

(都市部都市計画課)

1 提案の理由

豊かな自然環境との調和を図りつつ、これからの時代に対応した都市の健全な発展と秩序ある都市の整備を図るために、本市の施策としてだけでなく、都市づくりを支える多様な主体にとっての総合的な指針として、第 3 次東広島市都市計画マスタープランを策定しようとするものである。

2 計画の概要

(1) 目標年次

令和 12 年

(2) 都市づくりの目標 (第 2 章関係)

夢と希望に満ちた「やさしい未来都市」 住み、働き、学び、交流し、活力と魅力が生まれるまちづくり

(3) 都市づくりの基本方針 (第 2 章関係)

ア ゆとりと潤いのある暮らしができる都市づくり

市民生活を支え、都市機能の集積を図る拠点を地域の特性に応じて設定するとともに、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を目指し、全市的な都市づくりの視点から市街地の形成に取り組む。

また、円滑な都市活動を支え、良好な都市環境を確保するために必要な都市施設について、既存の施設の活用と維持管理の充実とともに、将来の需要に応じて適切な配置を図る。

更に、市民協働による都市づくりを推進し、公共空間や施設におけるバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用など、人にやさしい都市環境の形成を目指す。

(ア) 良好で秩序ある市街地の形成、居住環境の充実

(イ) 地域特性に応じた都市機能の向上

(ウ) 利便性の高い公共交通ネットワークの形成

(エ) 住民主体による地域特性を活かした都市づくりの推進

イ 豊かな自然と共存できる都市づくり

市街地及びその周辺を取り巻く山林、集落と農地などが一体となった景観など、豊かな自然環境と共存できる都市づくりを目指し、適切な土地利用の推進を図る。

(ア) 自然環境や景観に配慮した都市づくりの推進

(イ) 公園及び緑地の保全・創出

ウ 多様な人材と産業が国内外から集まる都市づくり

都市としての成長に資する新たな産業用地の確保、移動手段としての基幹的な交通ネットワークの強化とともに、環境との調和のもとで、先進的な実証実験型のプロジェクトが次々とこの地で生まれ展開していくようなまちを目指す。

(ア) 新たな産業基盤の形成

(イ) 産業と生活を支える道路ネットワークの形成

(ウ) 国際学術研究機能と連携した都市づくりの推進

エ 災害に強い都市づくり

構造的に災害に強い都市づくりを進めることにより、安全・安心な都市環境の形成を目指す。

(ア) 防災・減災のための基盤整備

(イ) 上下水道・河川・港湾の整備・充実

(4) 将来都市構造（第2章関係）

都市構造を形成する基本要素を、土地利用の大きな枠組みである「面」、重点的に都市機能の整備や充実を進める地区となる「点」、都市的な機能の集積方向を示す「軸」に分類するとともに、本市の基本的な土地利用及び都市的な機能の集積方向を示す「将来都市構造」を設定し、計画的な都市形成を進める。

(5) 分野別形成方針（第3章関係）

ア 土地利用の方針

(ア) 都市計画区域別の方針

上位計画によって定められた都市計画区域の設定に従い、都市づくりの推進を図る。

(イ) 戦略的な土地利用の方針

各地域における個性と特色を活かし、将来に向けて活力ある地域づくりを進めるために、本市の都市構造やこれまでの土地利用の方向性を踏まえ、市域の戦略的な土地利用を進める。

(ウ) 宅地の配置及び整備の方針

住宅系、商業系、工業系の市街地について、全市的な土地利用の観点から機能の向上を目指すとともに、必要に応じて新たな配置を行う。

イ 拠点の整備方針

拠点地区を中心に、市街地の無秩序な拡散を抑制するとともに、都市軸の設定などに沿った適切な機能の誘導を行うことで、活力ある都市の形成を図る。

また、拠点の連携によるネットワーク型の都市構造の形成を目指す。

ウ 都市施設の整備方針

(ア) 道路の整備方針

目的地への円滑な移動を支える道路ネットワークの整備とともに、安全面や機能面での向上及び維持管理の充実を図る。

- a 幹線道路網の整備
- b 円滑かつ安全・安心な交通環境の形成
- c 戦略的なアセットマネジメントの推進
- d 交通需要に応じた道路計画の見直し

(イ) 公共交通の方針

居住地の状況に応じた移動手段が確保され、市内の拠点間や市外への移動をスムーズに行うことができる、市民や来訪者にとって安全で利便性の高い公共交通ネットワークを形成するとともに、公共交通空白地域の解消を図る。

- a 多様な地域間交流を促進する公共交通網の維持・強化
- b 日常生活を支える公共交通網の維持・充実
- c 交通マネジメントの推進

(ウ) 公園・緑地の整備方針

公園及び緑地の保全と創出を図り、地域バランスを踏まえた整備を推進する。

- a 良好な自然環境を有する緑地の保全
- b 多様な役割を担う公園整備などの緑の創出
- c 快適な都市環境を創造する緑化の推進
- d 市民参画による緑の環境づくり

(エ) 上下水道等の整備方針

安全で良質な水を安定的に供給するとともに、適切に汚水の処理を行い、普及率の向上により健全な水の循環サイクルを構築する。

- a 水道施設の整備、計画的な更新
- b 地域特性に応じた適正な汚水処理の推進

(オ) 河川・港湾の整備方針

流域治水の推進とともに港湾機能の維持を図り、景観形成及び生態系の保全と親水空間に配慮した水辺の環境づくりを進める。

- a 河川における流域治水の推進
- b 港湾機能の維持・充実及び施設の適切な管理
- c 景観形成・生態系の保全・親水空間に配慮した整備の推進

(カ) その他都市施設の整備方針

快適で安全な生活基盤の確保のため、必要な都市施設を適切に整備する。

- a 廃棄物処理施設の充実
- b 医療・社会福祉施設の充実
- c 教育・文化施設の充実

エ 災害に強い都市づくりの方針

防災や減災の観点から都市基盤の整備・機能強化を図り、構造的に災害に強い都市づくりを推進するとともに、防災体制の充実を図る。

(ア) 災害に強い都市基盤の整備

(イ) 水害及び土砂災害の発生防止

(ウ) 防災拠点の整備及び市街地における防災性の向上

(エ) 防災意識の高揚と地域防災力の向上

(オ) 土地利用による災害リスクの軽減

オ 環境の保全・景観形成の方針

環境の保全を図り、良好な都市環境の形成に取り組むとともに、市民共有の財産として東広島らしい景観の形成を図る。

(ア) 環境の保全と良好な都市環境の形成

(イ) 東広島らしい景観の保全及び育成と創出

カ 人が輝く都市づくりの方針

全ての人にとって利用しやすい都市環境の整備とともに、自らの得意分野などを活かして都市づくりに参画できる、市民協働による都市づくりを推進する。

(ア) 人にやさしい環境づくり

(イ) 市民協働による都市づくりの推進

(6) 地域別構想（第4章関係）

土地利用のまとまりや拠点地域を中心とした地域形成の観点から、市域を概ね各地域を単位として区分し、9つの地域における都市づくりの方向性、土地利用の方針、都市施設などの整備方針を示す。

(根拠条例)

東広島市議会基本条例

第14条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるものとする。

(2) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画、施策事業等の策定および変更に関わるもので別に定めるもの

議案第40号

過疎地域持続的発展計画の変更について

(地域振興部地域政策課)

1 提案の理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定が準用される特定市町村の区域とみなされる区域として公示された旧福富町、旧豊栄町及び旧河内町の区域において、総合的かつ計画的な対策を実施するため策定した過疎地域持続的発展計画に、より地域の実情に即した事業を新たに追加しようとするものである。

2 新たに追加する事業

(1) 事業内容

安宿農道

(2) 対象地域

豊栄地域

(根拠法令)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

10 第1項及び前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

議案第41号

財産の取得について

(産業部農林水産課)

1 提案の理由

東広島市道の駅西条のん太の酒蔵に設置する椅子等を買入れようとするものである。

2 取得する財産

(1) 種別 動産

(2) 種類 道の駅用備品

(3) 品名及び数量

ア 直売所

青果用システム陳列^{じゅう}什器平台テーブルタイプ24台、青果用システム陳列什器平台エンドタイプ4台、青果用クレート陳列什器3台、切り花販売台3台、米販売ケース1台、壁面専用木製販売台2台、接客カウンター5台、コーナーカウンター4台、相談カウンター1台、レジカウンター3台、サッカー台6台

イ レストラン

椅子46脚、ソファベンチ6台、机11台、バックパネル4枚

ウ フードコート

椅子80脚、ソファベンチ9台、ベンチ6台、机30台、座卓5台、座布団16枚、プランターボックス22台、人工観葉植物81個

エ 事務室等

椅子32脚、応接用椅子2脚、応接用ソファ1脚、机10台、応接用机1台、キャビネット8台、物品棚3台、金庫1台、ロッカー4台

3 取得価格

4,509万7,401円

4 相手方

東広島市西条大坪町 8 番 3 2 号

株式会社きんし東広島本店

代表取締役 地 岡 三 利

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければ
ならない財産の取得又は処分は、予定価格 2, 0 0 0 万円以上の不動産若しくは
動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若し
くは売払いとする。

議案第42号

請負契約の変更について

(都市部区画整理課)

1 変更の理由

令和3年9月16日議決第124号により議決を経た令和3年度八本松駅前土地区画整理関連公共事業八本松地区調整池整備工事の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
7億3,480万円	7億8,907万4,000円	5,427万4,000円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市八本松町原及び八本松南二丁目

(2) 契約の相手方

シンクコンストラクション・シンクファーム特定建設工事共同企業体

代表構成員 東広島市西条土与丸一丁目5番55号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正 路 隆 弘

構 成 員 東広島市高屋町檜山779番地3

シンクファーム株式会社

代表取締役 加 藤 卓

(3) 工期

令和3年9月17日から令和5年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第43号

請負契約の変更について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 変更の理由

令和3年2月26日議決第53号により議決を経た令和2年度学校施設災害復旧事業ほか豊栄地区災害復旧工事(2-7)の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
2億241万5,400円	2億1,215万9,200円	974万3,800円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市豊栄町鍛冶屋

(2) 契約の相手方

東広島市豊栄町安宿5015番地の5

株式会社東豊建設

代表取締役 一 楽 日 月

(3) 工期

令和3年2月27日から令和4年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第44号

東広島市個人情報保護条例の一部改正について

(総務部総務課)

1 改正の要旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、同法を引用している規定について所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 施行期日

令和4年4月1日

(根拠法令)

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第45号

職員の給与に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、本市職員の期末手当の支給率を改定するとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を講じようとするものである。

2 改正の内容

令和4年度以後に職員（会計年度任用職員及び再任用職員を含む。）に支給する期末手当の支給率を次のように改定する。（第23条関係）

区 分	現 行	改 正
一般職員（会計年度任用職員を含む。）	1.275月分	1.2月分
再任用職員	0.725月分	0.675月分

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の条例等の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職をした者にあつては、当該退職をした日）における次に掲げる職員等の区分ごとに、それぞれに定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

ア 職員等（イからエまでに掲げる者を除く。） 127.5分の15

イ 再任用職員 72.5分の10

ウ 市議会議員又は市長、副市長若しくは教育長 222.5分の15

エ 特定任期付職員 167.5分の10

(根拠法令)

地方自治法

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法

第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第46号

附属機関の設置に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

新たに附属機関を設置し、及び一部の附属機関の名称等を変更しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 附属機関の設置 (別表関係)

次の附属機関を新たに設置する。

名 称	目 的
東広島市救急業務総合支援システム整備事業者選定委員会	東広島市救急業務総合支援システムの整備を行う民間事業者の選定に関する事項を審議すること。

(2) 附属機関の名称等の変更 (別表関係)

東広島市環境先進都市ビジョンが第2次東広島市環境基本計画に統合されることに合わせて、東広島市環境先進都市ビジョン推進会議の審議事項を環境先進都市の形成の推進に関する事項に変更し、その名称を東広島市環境先進都市推進会議に変更する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日等

(2) 準備行為

東広島市救急業務総合支援システム整備事業者選定委員会の委員の委嘱又は任命のための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(根拠法令)

地方自治法

第138条の4

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。－略－

議案第47号

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

一般職の職員の給与の改定に合わせて、市議会議員並びに市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の期末手当の支給率を改定するとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を講じようとするものである。

2 改正の内容

令和4年度以後に支給する期末手当の支給率を次のように改定する。（第4条関係）

現 行	改 正
2.225月分	2.15月分

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の条例等の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職をした者にあつては、当該退職をした日）における次に掲げる職員等の区分ごとに、それぞれに定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

ア 職員等（イからエまでに掲げる者を除く。） 127.5分の15

イ 再任用職員 72.5分の10

ウ 市議会議員又は市長等 222.5分の15

エ 特定任期付職員 167.5分の10

(根拠法令)

地方自治法

第203条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

議案第48号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

国家公務員の一般職の職員の取扱いに合わせて、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 育児休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上とする要件を廃止する。(第2条関係)

(2) 職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、次に掲げる措置を講ずる。(第21条関係)

ア 職員に対する育児休業に関する研修の実施

イ 育児休業に関する相談体制の整備

ウ ア及びイに掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

3 施行期日

令和4年4月1日等

(根拠法令)

地方公務員法

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

地方公務員の育児休業等に関する法律

第2条 職員（第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（一略）の承認を受けて、当該職員の子（一略）を養育するため、当該子が3歳に達する日（一略）まで、育児休業をすることができる。一略

議案第49号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の要旨

職員を派遣してその業務に従事させることができる団体に、東広島商工会議所を追加するとともに、その業務に従事させることを要しなくなった特定法人に係る規定の整備を行おうとするものである。

2 施行期日

公布の日

(根拠法令)

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

第2条 任命権者（一略一）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第3項において「公益的法人等」という。）との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（一略一）を派遣することができる。

(3) 特別の法律により設立された法人（一略一）で政令で定めるもの

第10条 任命権者と特定法人（当該地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結

された取決めに定められた内容に従って当該特定法人の業務に従事するよう求める任命権者の要請に応じて職員（条例で定める職員を除く。）が退職し、引き続き当該特定法人の役職員として在職した後、当該取決めで定める当該特定法人において業務に従事すべき期間が満了した場合又はその者が当該特定法人の役職員の地位を失った場合その他の条例で定める場合には、地方公務員法第16条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する場合（同条の条例で定める場合を除く。）その他条例で定める場合を除き、その者が退職した時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者は、当該特定法人の役職員としての在職に引き続き、その者を職員として採用するものとする。

- 2 前項の取決めににおいては、同項の要請に応じて退職し引き続き当該特定法人に在職する者（以下「退職派遣者」という。）の当該特定法人における報酬その他の勤務条件並びに当該特定法人において従事すべき業務及び業務に従事すべき期間、同項の規定による当該退職派遣者の採用に関する事項その他当該退職派遣者が当該特定法人の業務に従事するに当たって合意しておくべきものとして条例で定める事項を定めるものとする。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

36 商工会議所

議案第50号

東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、一般職の任期付職員の期末手当の支給率を改定するとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を講じようとするものである。

2 改正の内容

令和4年度以後に支給する期末手当の支給率を次のように改定する。(第8条関係)

現 行	改 正
1.675月分	1.625月分

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の条例等の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職をした者にあつては、当該退職をした日)における次に掲げる職員等の区分ごとに、それぞれに定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

ア 職員等(イからエまでに掲げる者を除く。) 127.5分の15

イ 再任用職員 72.5分の10

ウ 市議会議員又は市長、副市長若しくは教育長 222.5分の15

エ 特定任期付職員 167.5分の10

(根拠法令)

地方自治法

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法

第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第 5 1 号

東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例の一部改正について

(生活環境部環境先進都市推進課)

1 改正の要旨

水道料金の基本料金の額の改定に合わせて、専用水道及び飲料水供給施設（以下「専用水道等」という。）に係る水道料金の基本料金の額を次のとおり改定しようとするものである。

用途	基本水量	基本料金（1か月につき）	
		現 行	改 正
家事用	10立方メートルまで	1,739円	1,580円
業務用			

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 経過措置

施行日以後の専用水道等の使用に係る料金について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第52号

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

(健康福祉部国保年金課)

1 改正の理由

国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等の改定を行うとともに、地方税法施行令の一部改正に伴い、新たに未就学児につき算定する被保険者均等割額の減額措置を講じようとするものである。

2 改正の内容

(1) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率等の改定

ア 基礎課税額の所得割額の税率及び世帯別平等割額を次のとおり改定する。

(第3条、第4条、第5条関係)

区 分		現 行	改 正
所得割額の税率		100分の6.79	100分の6.62
世帯別平等割額（1世帯につき）	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1万8,959円	1万8,294円
	特定世帯	9,479円	9,147円
	特定継続世帯	1万4,219円	1万3,720円

イ 後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改定する。（第6条、第7条、第8条関係）

区 分		現 行	改 正
所得割額の税率		100分の2.51	100分の2.44
被保険者均等割額（被保険者1人につき）		1万124円	1万288円
世帯別平等割額（1世帯につき）	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	6,868円	6,563円
	特定世帯	3,434円	3,281円
	特定継続世帯	5,151円	4,922円

ウ 介護納付金課税額の所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改定する。（第9条、第10条、第11条関係）

区 分	現 行	改 正
所得割額の税率	100分の1.86	100分の2.07
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	9,522円	1万605円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	4,680円	5,182円

(2) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の減額措置について、その減額する額を次のとおり改定する。（第25条関係）

ア 世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の前年の総所得金額及び山林所得金額の合算額（イ及びウにおいて「合算額」という。）が、43万円を超えない世帯（(3)ア及びイにおいて「10分の7軽減世帯」という。）

(ア) 基礎課税額から減額する額

区 分		現 行	改 正
世帯別平等割額 (1世帯につき)	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	1万3,272円	1万2,806円
	特定世帯	6,636円	6,403円
	特定継続世帯	9,954円	9,604円

(イ) 後期高齢者支援金等課税額から減額する額

区 分		現 行	改 正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)		7,087円	7,202円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	4,808円	4,595円
	特定世帯	2,404円	2,297円
	特定継続世帯	3,606円	3,446円

(ウ) 介護納付金課税額から減額する額

区 分	現 行	改 正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	6,666円	7,424円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	3,276円	3,628円

イ 合算額が、43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万

5,000円を加算した金額を超えない世帯（(3)ア及びイにおいて「10分の5軽減世帯」という。）

(7) 基礎課税額から減額する額

区 分		現 行	改 正
世帯別平等割額（1世帯につき）	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	9,480円	9,147円
	特定世帯	4,740円	4,574円
	特定継続世帯	7,110円	6,860円

(イ) 後期高齢者支援金等課税額から減額する額

区 分		現 行	改 正
被保険者均等割額（被保険者1人につき）		5,062円	5,144円
世帯別平等割額（1世帯につき）	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,434円	3,282円
	特定世帯	1,717円	1,641円
	特定継続世帯	2,576円	2,461円

(ウ) 介護納付金課税額から減額する額

区 分	現 行	改 正
被保険者均等割額（被保険者1人につき）	4,761円	5,303円
世帯別平等割額（1世帯につき）	2,340円	2,591円

ウ 合算額が、43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯（(3)ア及びイにおいて「10分の2軽減世帯」という。）

(7) 基礎課税額から減額する額

区 分		現 行	改 正
世帯別平等割額（1世帯につき）	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,792円	3,659円
	特定世帯	1,896円	1,830円
	特定継続世帯	2,844円	2,744円

(イ) 後期高齢者支援金等課税額から減額する額

区 分	現 行	改 正
被保険者均等割額（被保険者1人につき）	2,025円	2,058円

世帯別平等割額（1世帯につき）	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,374円	1,313円
	特定世帯	687円	657円
	特定継続世帯	1,031円	985円

(ウ) 介護納付金課税額から減額する額

区 分	現 行	改 正
被保険者均等割額（被保険者1人につき）	1,905円	2,121円
世帯別平等割額（1世帯につき）	936円	1,037円

(3) 納税義務者の世帯内に未就学児がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額の減額措置について、被保険者均等割額から未就学児1人につき減額する額を次のとおり定める。（第25条関係）

ア 基礎課税額の被保険者均等割額

区 分	金 額
10分の7軽減世帯	4,193円
10分の5軽減世帯	6,988円
10分の2軽減世帯	1万1,180円
上記以外の世帯	1万3,975円

イ 後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

区 分	金 額
10分の7軽減世帯	1,543円
10分の5軽減世帯	2,572円
10分の2軽減世帯	4,115円
上記以外の世帯	5,144円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 経過措置

令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第53号

東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

(消防局消防総務課)

1 改正の理由

消防団員の処遇の改善を図ることを目的として、報酬及び費用弁償の見直しを行うとともに、所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 年額報酬の額を次のとおり改定する。(第12条関係)

階級	現 行	改 正
団長	132,000円	82,500円
副団長	81,000円	69,000円
分団長	51,000円	50,500円
副分団長	39,000円	45,500円
部長	30,000円	39,000円
班長	23,000円	37,000円
団員	22,000円	36,500円

(2) 水火災、警戒及び訓練の職務に従事した消防団員に支給する費用弁償を廃止し、新たに出動に応じて支給する出動報酬を次のとおり定める。(第12条関係)

出動の区分	出動報酬の額
災害による出動、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における警戒のための出動、行方不明者の捜索のための出動その他これらに準ずるものとして団長が定める出動	1日につき8,000円(活動時間が4時間未満の場合にあっては、4,000円)
上記以外の出動	1日につき3,000円

3 施行期日

令和4年4月1日

(根拠法令)

消防組織法

第23条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

議案第54号

東広島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

(水道局業務課)

1 改正の要旨

本市の水道事業の給水人口の増加に伴い、経営の基本に関する事項に係る給水人口及び1日最大給水量を次のとおり変更しようとするものである。

区 分	現 行	改 正
給水人口	165,000人	176,000人
1日最大給水量	61,000立方メートル	69,000立方メートル

2 施行期日

令和4年4月1日

(根拠法令)

地方公営企業法

第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

議案第 5 5 号

東広島市水道給水条例の一部改正について

(水道局業務課)

1 改正の要旨

水道事業の経営状況を踏まえ、適正な水道料金を設定するため、基本料金の額を次のとおり改定しようとするものである。

区分	基本水量	基本料金（1か月につき）	
		現 行	改 正
家事用	10立方メートルまで	1,739円	1,580円
業務用	10立方メートルまで	1,739円	1,580円
工場用	50立方メートルまで	13,179円	11,973円
臨時用	10立方メートルまで	7,720円	7,013円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 経過措置

施行日以後の水道の使用に係る料金について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－